

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2012

月刊

中小企業レポート

12

No.433

長野県中小企業団体中央会

特集

「地場産業活性化戦略支援事業」の
あらましと、長野県の地場産業について



けんしんのATMサービス 3大メリット

ATMで
お引出し手数料を
支払っている。

けんしんは

0円!

けんしんのATM

夜間・土日
祝日も

**ATMお引出し手数料
いつでも無料**

けんしんのATMで、けんしんのカードをご利用いただくと、
平日はもちろん、夜間・土日・祝日も、「お引出し手数料」が「無料」です。
※共同ATMはお引出し手数料が必要となる場合がございます。

ATMが
閉まってしまった。

けんしんで

安心!

本店営業部・若里支店・須坂支店・上田支店

ATM24時間営業



早朝・夜間のご利用

●「けんしんのカード」をお持ちのお客様のみご利用いただけます。●お引出し・残高照会・お振替・通帳記帳・繰越がご利用いただけます。●お引出し金額は20万円まで。(ただし、1日のご利用限度額の範囲内となります)●早朝・夜間も、お引出し手数料は無料です。



日中のご利用

●通常通りご利用いただけます。

週1回、メンテナンスのためご利用いただけない時間帯がございます。

◎ご利用いただけない時間帯／日曜日22:00～月曜日8:00(月曜日が休日の場合9:00)

ATMが遠い。

**コンビニで
便利!**

セブン銀行ATM・ローソンATM[県内]

コンビニATM 時間帯無料

ご入金・お引出し手数料が、時間帯により「無料」です。

セブン銀行ATM	
ご入金・お引出し手数料無料時間帯	
平日	8:45～18:00
土曜日	9:00～14:00

ローソンATM[県内]	
お引出し手数料無料時間帯	
平日	8:45～18:00
土曜日	9:00～14:00

※上記時間帯以外にご入金・お引出し手数料がかかります。

◎詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 けんしん

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2012

12

No.433

-
- 2 **特集**
「地場産業活性化戦略支援事業」の
あらましと、長野県の地場産業について
-
- 9 **ビジネスの視点**
2012年を振り返る
-
- 10 **労務管理のポイント**
うつ病などの精神疾患に備えましょう
-
- 11 **税務会計Q&A**
退職金の税務
-
- 18 **中央会インフォメーション**
-



《あけび^{つる}蔓細工》

野沢温泉村周辺では、江戸時代初期から冬期間の副業として、付近の野山で産するあけびの蔓を利用して、玩具や籠類等の日用雑貨を製作してきました。鳩車は、素朴な民芸品として有名です。「麻釜^{おがま}」と呼ばれる天然記念物の源泉にあけびの蔓を浸し、柔らかくなったところで籠などを編み上げます。

(撮影協力：野沢温泉村 三久工芸)

長野県地場産業の活性化と 新たな事業展開を支援



長野県伝統工芸品展

前年を上回る実績を上げた 「長野県伝統工芸品展」

平成24年3月15日～20日の6日間、「第27回長野県伝統工芸品展」が松本市（井上百貨店）で開催され、県内外から3,000人余が来場した。

同展は長野県伝統工芸品産業振興協議会の主催で毎年実施。関東経済産業局、長野県、長野県教育委員会、松本市などの後援を受け、県内の伝統ある工芸品を一堂に集めて展示・即売し、会場で作り手による実演も行われる。

売上も毎年伸びており、今回も前年を上回る実績を上げた。本物志向、手づくりの良さが見直されるなかで、県内伝統的工芸品への来場者の関心の高さをうかがわせた。平成25年も3月20日（水）～26日（火）の日程で開催される予定だ。

地場産業はふるさとの誇り、シンボル

「地場産業は各地域の風土、地域条件を活かし、あるいは影響されて成立しており、その多くは地域の歴史と一体となって発展し、地域文化を特色づけてきた。（中略）行政も住民も、地域に生まれ育った地場産業を正しく知り、理解を深めることが必要

である。地元で新たに発掘されたものを含めて、地場産業はふるさとの誇り、シンボルとして位置づけ育成をはかる必要がある」＜『長野県の地場産業』（市川健夫・竹内淳彦編 信濃教育会出版部・昭和61年刊行）より＞

長野県には、経済産業大臣指定7品目（木曾漆器、信州紬、飯山仏壇、松本家具、内山紙、南木曾ろくろ細工、信州打刃物）、長野県知事指定14品目（曲物、蘭檜笠、お六櫛、木曾材木工芸品、長野県農民美術、白樺工芸品、軽井沢彫、秋山木鉢、桐下駄、信州竹細工、信州鋸、あけび蔓細工、信州手描友禅、龍溪硯）に代表される伝統的工芸品がある。さらに「信州みそ」「信州そば」等の食品産業も加え、地場産業が数多く立地。地域ブランドとして高い知名度を誇る産業も多い。



長野県伝統工芸品展

地場産業振興のため 新たな事業展開を支援

「地場産業はふるさとの誇り、シンボル」と同書が指摘するように、地域観光の重要な要素として見つけ直そうという動きも各地で見られる。

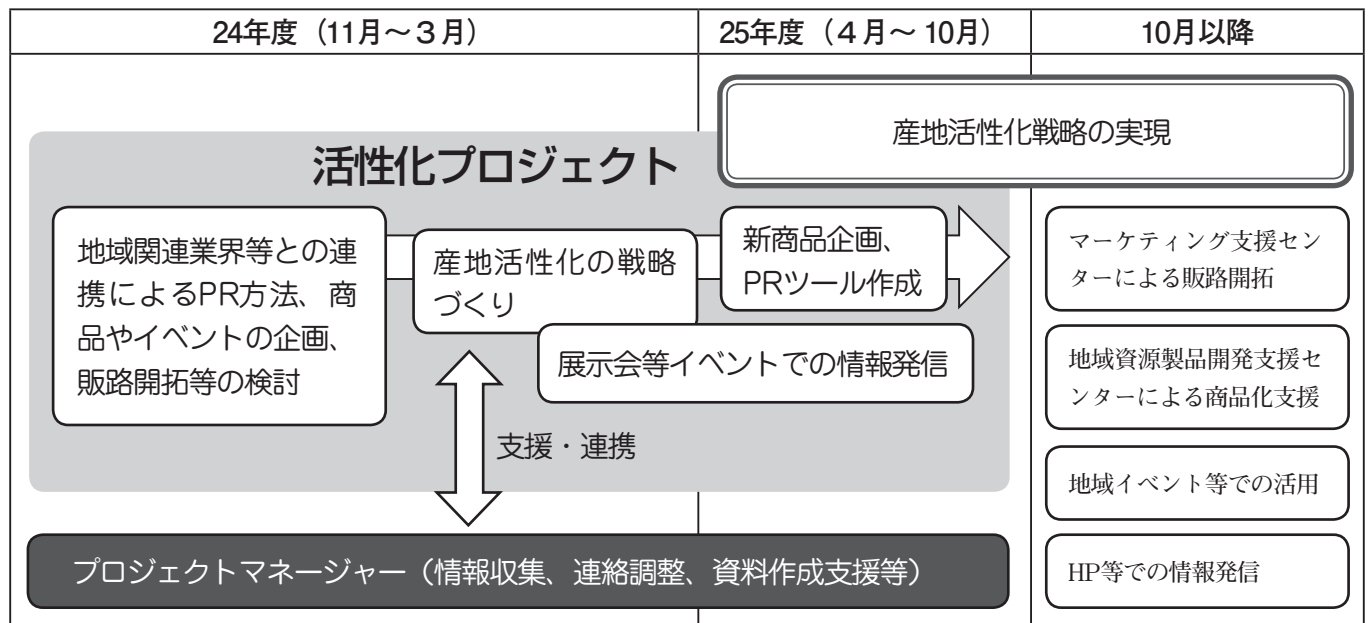
例えば、長野オリンピックの表彰メダルを製造し高く評価された、木曽漆器。平成24年の長野技能五輪・アビリンピックでもメダルを手がけ、伝統的工芸品の技術・技能の新しい可能性として再び注目を集めた。また飯山市の内山紙も和紙照明などの新しい商品開発を積極的に進めている。

その一方で、消費者ニーズやライフスタイルの変化等から、事業の維持・拡大に困難をきたしている事業者も少なくない。

そこで長野県は平成24年11月「地場産業活性化戦略支援事業」をスタートした。伝統的工芸品産業等

の地場産業振興のため、産地組合等が連携して行う新たな事業展開を戦略的に進め、新たな市場開拓、市場の拡大をめざす取り組みを支援する。平成24年度（11月～3月）・平成25年度の中央会委託事業として実施される。

具体的には、県内の意欲ある産地組合や地域業界団体、商工・観光団体等の活性化プロジェクトメンバーが行うプロジェクトを支援する「プロジェクトマネージャー」を5名配置。プロジェクトマネージャーは情報収集、連絡調整、資料作成支援等を行う。さらに、地域関連業界等との連携によるPR方法、商品やイベントの企画、販路開拓等の検討のほか、産地活性化の戦略づくり、展示会等イベントでの情報発信、新商品企画・PRツールの作成などの活性化プロジェクトを支援する。



プロジェクトマネージャーに聞く

1

上田友彦 氏

〈前職〉長野県工業技術総合センター 環境・情報技術部門 人間生活科学部職員

地場産業は、地域の活性化や産業の振興に重要な役割を持っていますが、なかなか表現しにくく、適切な支援が難しい分野だと思います。どちらかという、衰退するのを少しでも食い止めようという動きがあるようですが、地域の伝統や文化を背景としているので、それに創意工夫と技術革新を加えていけばオリジナルなものを創成できるのではないかと思います。産地の皆さんと協力し合って取り組んでいきたいと思っています。

活性化プロジェクトのイメージ

本事業で支援をめざす活性化プロジェクトとは、どのようなものか。

イメージされるのは、地元観光地の宿泊客や飲食店の顧客ニーズにあわせた新商品の企画、関連性のある他産地・事業者と連携した効果的な県外への売り込み、特定地場産品を核にしたイベント等とコラボレーションした観光プランの企画、などだ。以下に紹介する、意欲的に新事業に取り組む地場産業の実例も、活性化プロジェクトのイメージに重なってくると思われる。

例えば、木曾漆器では、耐熱性などが強化された機能性漆とその応用製品の開発を進めている。さらに観光、福祉、建築関係など異業種とも連携して幅広い用途へのアイデアを募り、試作品の製作をめざしている。

松本家具、信州竹細工、あけび蔓細工等では、県内の旅館や観光施設等と連携。空きスペースや空き店舗を活用し、伝統工芸でトータルコーディネートしたショールームの設置を検討している。

北信州地域では、新幹線飯山駅の開業に向け、伝統的工芸品や伝統食を取り入れた商品開発に取り組んでいる。飯山仏壇、内山紙では伝統技術を活かし、彫金、紙すきなど地域の工房と観光を有機的に結びつけようという検討を行っている。

信州紬では、地元の観光地、

温泉旅館等と連携し、観光客に信州紬を「見て」「着て」もらう体験型イベントや、「信州紬」の新たな情報発信方法を検討する。

さらに、文化財関係者や伝統工芸士の技術・技能を収集し、広く県内外に発信するなど、伝統工芸に関する情報発信の強化も検討が進められている。

また、みそ、そばなどの食品産業も、活性化プロジェクトの重要なターゲットだ。

塩麴ブームに見られるように発酵食品への関心が高まる中、全国一のシェアを誇る「信州みそ」ブランドとして情報発信の強化が必要となっている。

そばでは、産地ごとの歴史や特色、イベント情報などの付加情報を集積。産地間の食べ比べやイベントとの連動をはかり、リピーターづくりへの企画検討が進む。



プロジェクトマネージャーに聞く

2

臼井信幸 氏

〈前職〉 情報処理会社でITコーディネーター及びマーケティングリサーチ担当。退職後、ハローワーク長野で情報処理アドバイザー

北信地域で伝統的工芸品や地場産業の現状調査を1カ月近く行ってきましたが、想像以上に問題を抱えていることが分かりました。私自身、手作り、家内工業、値段が高い、機械製品に勝てない等で廃れていく、といったイメージを持っていました。しかし、携わっている人たちは皆さん一生懸命やっています。伝統的工芸品の良さ・価値を知ってもらい、使ってもらえるよう、自分の知識・経験を活かしてお役に立ちたいと思っています。

長野県の伝統的工芸品産業

数多い長野県の伝統的工芸品

中小企業庁の「地場産業実態調査等事業実施要項」（昭和55年4月19日付）によると、通産省（当時）の地場産業の概念は以下の通りだ。

①地元資本をベースとする中小企業が集積していること、②地域内から産出する物産を主原料とするか、または蓄積された経営資源を活用して、他地域から移入した原材料を加工していること、③製品を県外にも出荷していること、を選考基準としている。これに④伝統性があり、年出荷額がおおむね5億円以上であること、⑤生業・副業的

な産業でないこと、⑥大企業の下請け的業種でないこと、⑦全国的なシェアがあること、を勘案することになっている（『長野県の地場産業』より）。

長野県の伝統的工芸品については、経済産業大臣指定と長野県知事指定のものがある。経済産業大臣指定伝統的工芸品は、生活用具の中で、100年以上受け継がれてきた技法によって作られる天然素材の手づくり工芸品。一定レベル以上のものに認定マークの添付を許可している。長野県知事指定伝統的工芸品は、50年以上の歴史を持つものの中から指定し、表示マークの添付を許可している。

■経済産業大臣指定伝統的工芸品（7品目）

○木曾漆器 [木曾漆器工業協同組合（塩尻市）]	木曾春慶と木曾堆朱、塗分呂色塗の3技法を中心に多くの職人に受け継がれている。さらに、様々な分野と現代生活様式に適合した新しい木曾漆器づくりにも挑戦している。
○信州紬 [長野県織物工業組合（松本市）]	長野県全域で生産される、松本紬、上田紬、山繭紬、飯田紬、伊那紬などの総称。紬は屑繭を原料とするため、江戸時代から養蚕が盛んだった長野県各地で発展した。
○飯山仏壇 [飯山仏壇事業協同組合（飯山市）]	元禄2（1689）年に始まったといわれ、城下町政策および寺社政策で発展。仏壇原材料（木材など）があったこと、漆塗りに最適な気象と豪雪などの立地条件により盛んになった。
○松本家具 [松本家具工芸協同組合（松本市）]	300年以上の歴史を持つ松本の高度な和家具づくり技術を活かした洋家具。主要材のミズメ（ミズザクラ）、ケヤキ、トチ、ナラなどすべてが国内産の落葉高木で生産される。
○内山紙 [内山紙協同組合（飯山市）]	始まりは寛文元（1661）年。コウゾの繊維を雪にさらして漂白し白く丈夫で長持ちするのが特徴で、障子紙の代名詞ともなっている。最近では和紙照明など新しい商品づくりにも取り組む。
○南木曽ろくろ細工 [南木曽ろくろ工芸協同組合（南木曽町）]	ろくろで回転させながらカンナで挽き、鉢・盆・椀などを作る“木地師”1150年の伝統を継ぐ。使うのはケヤキ、トチ、センノキ、カツラなど木目の美しい広葉樹。
○信州打刃物 [信州打刃物工業協同組合（信濃町）]	川中島合戦当時、武具・刀剣類の修理に携わった刃物作り職人から里の人々が技術を習得した。19世紀前半に考案した「芝付け」「つり」の構造と、両刃鎌を片刃の薄刃物に改良したのが信州鎌の原型。



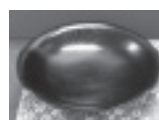
内山紙



松本家具



信州紬



木曾漆器



南木曽
ろくろ細工



飯山仏壇

※写真は第27回伝統工芸品展より

プロジェクトマネージャーに聞く

3

両角嘉浩 氏

〈前職〉鋼材・特殊鋼材関連企業の営業担当

私は前職で20年近く金属焼付塗装に携わってきました。伝統的工芸品や地場産業に興味があり、塗装分野での経験も活かせると思い、プロジェクトマネージャーに応募しました。長引く不況により消費が低迷していますが、伝統的工芸品及び地場産業の素晴らしさを発信し、少しでも販路拡大につなげていきたいと考えています。製造と販売の両面からのサポートで、私自身も学びながら共に前進していきたいと考えています。

■長野県知事指定伝統的工芸品（14品目）

○曲物 （塩尻市）	木曾桧を木理に沿って、へぎ、熱湯によって曲げ、そば道具や茶道具などを作る。寛文年間（1670年頃）の文献に「奈良井の曲物」として紹介されている。
○蘭（あららぎ） 檜笠 [蘭檜笠生産協同組合（南木曾町）]	木曾桧を短冊状にして裁断した「ひで」を編み組みした雨笠、日よけ笠。南木曾蘭地区で江戸前期から生産され、現在も観光土産品として人気が高い。
○お六櫛 [荻原お六櫛組合（木祖村）]	ミネバリまたはツゲを用いて作られた櫛、とかし櫛。江戸時代前期から歯挽き鋸の手引きで作られ、10センチ程度の幅に約100本もの歯を挽く。
○木曾木材工芸品 [木曾木材工業協同組合（上松町）]	木曾五木（ヒノキ・サワラ・アスナロ・コウヤマキ・ネズコ）を素材に作られる小木工芸品の総称。箱物類、桶樽類に加え、木味を活かしたネズコ製品など、家庭用品を中心に幅広い製品が作られる。
○長野県農民美術 [長野県農民美術連合会（上田市）]	大正期の洋画家山本鼎の創意、指導により上田地方に発祥。地域の風物等を題材にホウやカツラなどの材に手彫りし、室内装飾品や実用品等として幅広く作られている。
○白樺工芸品	大正期に日本アルプス登山客向けの土産品として製造・販売された。特産のシラカバを用い、登山風俗やアルプスの動植物を題材とする郷土色豊かな手彫り工芸品。
○軽井沢彫 [軽井沢彫製造販売組合（軽井沢町）]	明治20年頃、日光彫の職人を招き、別荘に居住する外国人向けの彫刻家具として作られた。桜の花を彫刻した独創的な製品。
○秋山木鉢 [秋山木工品組合（栄村）]	江戸時代末頃から、地元に豊富に産するトチを用いて木鉢等の生活用品を生産。大径木による大型品に特徴があり、内側に粉がつかないように細かい目が刻まれている。
○桐下駄 [横倉桐下駄振興会（栄村）]	栄村は北越桐の産地として名高く、雪の多い地域特有の軽くて堅い桐が産出する。桐下駄は明治末期に冬の副業として始まり、素足にしっかりなじむと人気が高い。
○信州竹細工 [中社竹細工組合（長野市）・須賀川竹細工振興会（山ノ内町）]	江戸時代から、ちしま笹（根曲がり竹）、すずたけの産地で籠類が製造されていた。ちしま笹は弾力性が強く実用品に、すずたけは節の間隔が長いので装飾用に使われる。
○信州鋸 [茅野市鋸工業組合（茅野市）、原村]	江戸時代、高島藩御用の鋸の製造が起源といわれる。鍛造に適したハヶ岳山麓の気候と豊富な鍛冶用松薪により発達した。耐久性にすぐれ、品質と切れ味の良さで全国的に有名。
○あけび蔓細工 [長野県あけび蔓工芸組合（野沢温泉村）]	野沢温泉村周辺では江戸時代初期から冬の副業として、付近の野山に産するあけびの蔓を利用した玩具、籠類等の日用雑貨づくりを行ってきた。鳩車は素朴な民芸品として有名。
○信州手描友禅 [長野県手描染色工芸協同組合（長野市）]	江戸時代から県下の城下町を中心に発達。草や木の樹皮などから煮出した天然染料を用いる長野県特有の草木染友禅をはじめ、ほとんどの工程が手作業で熟練度の高い技術を要する。
○龍溪硯 [辰野町龍溪硯振興会（辰野町）]	原石は辰野町横川地籍に産する「黒雲母粘岩」。硯作りは江戸時代末期から始まり、昭和10年、当時の長野県知事大村清一氏によって「龍溪硯」と命名された。



信州手描友禅



長野県
農民美術



お六櫛



白樺工芸品



信州竹細工の工房



曲物



木曾木材工芸



龍溪硯



あけび蔓細工

プロジェクトマネージャーに聞く 4

中森富雄 氏

〈前職〉 武田味噌醸造株式会社 工場長

信州味噌のことなら、前職で培った自分の知識が活かせるのではないかと思います、プロジェクトマネージャーに応募しました。その土地、その地域に根付いた伝統的な産業が発展したものが地場産業と考えています。取り組む事業には難しい問題が少なからずあると思いますが、諦めず、根気よく、結果を恐れず、何とか成果に結びつきたいと思っています。

■その他の伝統的工芸品（長野県伝統産業振興協議会会員）

○佐良志奈焼 (千曲市)	千曲市上山田の重田壮炎氏が創始。リンゴの廃材を利用して作られ、独特の青い色が人気を集める。
○洗馬焼 (塩尻市)	江戸時代末期から塩尻市洗馬で始まった。器の表面には細かい石粉による粒が浮き、口から肩にかけて黒の釉薬の上に黄色味がかった白い釉をかけたものが多いといわれる。
○木曾駒 (木曾町)	木曾地方で生産されている馬。
○松本押絵雛 (松本市)	江戸時代、武家の女性の趣味や習い事として始まった。平面でありながら立体感を出して作られる。明治時代にいったん途絶えたが、昭和30年代に技術を復活させ、復元製作されている。
○御神酒の口 (松本地域)	正月の縁起物として松本地方に古くから伝わる。宝船や松などの形に編み上げられた竹細工を、徳利の口に2つ一組にしてさすことで福を呼ぶとされる。(国の無形民俗文化財指定)
○佐久藍染 (佐久市)	解毒作用があり毒虫・マムシ等が嫌うとされた藍染は、中山道を通る旅人の必需品だった。幕末、岩村田宿では藍瓶に課税されるほど藍染めが盛んに行われていた。
○藍型染 (佐久市)	藍を使った型染め。
○飯田水引 [飯田水引協同組合（飯田市）]	丈夫で水に強い飯田大帳紙を使った元結の製造が江戸時代に始まる。明治時代から水引の生産が主流になり現在全国シェア70%。長野冬季パラリンピックでは飯田水引で作られた月桂冠が入賞者に授与された。



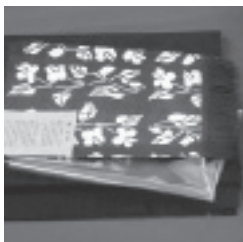
御神酒の口



松本押絵雛



洗馬焼



藍型染



飯田水引

SBCラジオ人気番組で 伝統的工芸品をPR！

毎週土曜日午前8時から放送の「武田徹のつれづれ散歩道」は長寿を誇るSBCラジオの人気番組。この番組内で平成25年1月、伝統的工芸品の歴史・特徴などを紹介するコーナーがスタートします。

放送は毎月第2土曜日の午前10時20分頃から25分間の生放送。毎月違った伝統的工芸品の担当者が出演し、パーソナリティの武田徹氏によるインタビュー形式で番組を進めます。

武田氏との楽しいトークの中で、伝統的工芸品の歴史、特徴、手仕事の大変さや価値をリスナーに伝え、購入に結びつけていくことが目的。毎月1回シリーズで放送されるため、長野県の地場産業の認識度アップも期待できます。

(企画 臼井信幸プロジェクトマネージャー)

プロジェクトマネージャーに聞く

5

傳田耕司 氏

〈前職〉(株)おびなた取締役、(株)戸隠そば本舗代表取締役社長。そば製粉、そば粉、乾そば・生そば製造・販売

伝統的工芸品は後継者を育て、技術的に新しい考えも取り入れて将来に不安を残さないようにする。地場産業は業界が一つにまとまり、方向性を見出す努力をすべきだと思います。私には業界の皆様が自分たちの先輩が築いてきた「信州そば」という財産を切り崩して食っているように思えてなりません。素材を吟味し、これぞ信州そばというブランドを確立すべき。やればできると思いますので、ぜひ皆さんと信頼関係を築いて取り組んでいきたいと思っています。

お互いに助け合い、信頼される共済として 皆様を応援します！

火 災 共 済

☆経営基盤である財産の保全をバックアップ

自動車事故費用共済

☆交通事故による経済的負担をサポート

医療総合保障共済

☆24時間「健康相談」および「名医」をご紹介

労働災害補償共済

☆経営の安定化と従業員の安心をサポート

お問い合わせは、本部または各支部へ

長野県火災共済協同組合
長野県中小企業共済協同組合

〒380-0936
長野市中御所岡田 131-10 中小企業会館 2 階
TEL026 (228) 1174 FAX026 (228) 7497
<http://www.alps.or.jp/kasai/>

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。

但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ORSE

財団法人
道路システム高度化推進機構
登録番号 第 0448-022764 号

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは

（協）長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511



2012年を振り返る

中小企業診断士／原 祐治

今年も残すところ、あとわずかになりました。

2012年を振り返りますと、長野県では「日本一創業しやすい県」を目指して、創業を考えている人、創業して間もない方に対し、相談・助言・創業支援策などの情報提供、その他各種セミナーが開催されました。創業するための環境整備は、来年以降も進むと思われます。創業をお考えの方、創業して間もない人は、各種制度のご利用もご検討ください。

一方、来年3月に、中小企業金融円滑化法が最終期限を迎えることもあり、経営改善計画の作成支援の案件が増えてきました。しかしながら、規模の小さい会社ほど、法律が終了すること、経営者によっては法律の存在さえ知らないところがあり、気がかりです。

また経営者の高齢化に伴い、事業承継の案件も着実に増えつつあります。事業承継については、後継者の選定、経営権と経営ノウハウの承継、法律や税金などのさまざまな課題をクリアしていくことが大切です。急を要さないからのんびり構えていると、あとで大変なことになります。思い当たる方は、まずは専門家にご相談ください。

翻って、私自身の活動を振り返ると、自分の意思決定や態度など反省することがたくさんあります。きちんと整理して、今後の自分の成長の糧にしていきたいと思います。

「振り返り」については、ある先輩診断士より次のようなことを教わりました。

「自分を振り返ることなくして自分を鍛えることはできない。」「原因を他に求めるのではなく、自分に求めるという自律した、自己責任を自覚して生きることである。」「短い時間でもよいから、振り返る習慣を身につけること。自分自身にいろいろ問いかけをしてみること。」

振り返ってばかりいると、次の行動をためらうのでは、とお聞きすると、マイナスのイメージのできごとを思い出すにしても、その真意はマイナスを考えることにより「これから気をつけよう」とプラスに転化させること、とお答えになりました。

会社経営も、年末を大きな節目に、反省すべきところはしっかり反省して、新しい年を迎えたいものです。



うつ病などの精神疾患に備えましょう

日本ではこれまで、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病を「4大疾病」と位置付けてきましたが、これに精神疾患（うつ病、統合失調症、認知症など）を新たに加えて「5大疾病」とすると厚生労働省が決めたようです。

確かに当事務所で扱っている健康保険の傷病手当金の場合でも、病気では圧倒的にうつ病など精神疾患での申請が多くなっています。

では企業としてはどのような点に注意をしていけばよいのでしょうか。

一つ目として労災保険との関わりが挙げられます。企業として問題となるケースでは、いままで通常に働いていた従業員が「うつ病（状態）」になってしまったというケースが多いと思われますが、その場合、原因が職場環境にあるなどとして、労災申請をするケースが増えており、平成10年度には42件であったものが、平成22年度では1,000件を超える件数となっているようです。労災に該当するかどうかの認定基準も緩和傾向にあり、今後ますます労災申請が増加することが予想されます。

その原因は様々でしょうが、過重労働、セクハラ、パワハラなども原因として考えられ、その対策として、それらの防止規定を整備すること、また、上司や同僚も当人の勤務態度などの変調に早めに気づき、対処していくことが必要となるでしょう。

二つ目として、採用、復職、退職（解雇）の問題が挙げられます。

企業としては採用時にはその人物が「うつ」の傾向があるかどうかなど判断するのは難しいでしょう。また、本人も公表したくないことでしょう。質問もしづらい事ですが、「メンタルな面になにか問題や相談事がありますか」程度であれば質問しても問題ないのではないのでしょうか。（返答の強要は避けましょう）

復職については、うつ等により休職していた場合に問題となります。一般的には復職の条件として、休職前の業務と同程度の業務を遂行できるか否かで判断しますが、本人や、かかりつけ医師が「復職可能」と診断しても、本人との面談ではその状態が疑わしい場合もあります。「慣らし期間」などを設けられればよいのですが、企業にも事情があり、その期間や程度により、そのような余裕などない場合も考えられます。

その結果、企業側が退職や解雇と判断した場合には、また新たな問題が発生することもあります。

休職後の復帰の判断基準については、判例などをみても様々なケースが考えられますので、次月号にてもう少し詳しく記載する予定とします。

「うつ」は見えにくいものであり、その対応も困難となります。まずは、先に述べたように、就業規則などで防止規定を整備し、並行して、新たに復職支援制度を設ける、休職規定の作成や見直しなどを行う、などの対策が必要となるでしょう。



税務会計



朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

退職金の税務



【質問事項】

- (1) 退職する職員に対し、中退共からの退職金に加え、当組合からも退職金を支給することとしています。この場合の源泉徴収について教えてください。
- (2) 理事であるA氏が健康上の理由から事業年度末で退任することになりました。取り急ぎ理事会において、通常の退職金に加え特別に退職慰労金を支給することを内定し、翌々月の定時総会において承認後に支払うこととしました。税務上、注意すべきことを教えてください。



【回答事項】

(1) について

退職金の源泉徴収税額（住民税の特別徴収税額を含む。以下、同様。）は、次の算式により計算した退職所得金額に税率を乗じて計算します。

【算式】（退職手当等の収入金額－退職所得控除額※）× 1 / 2

※勤続年数20年以下：40万円×勤続年数（最低80万円）

勤続年数20年超：800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

勤続年数は1年未満の端数切上げ。

① 組合が中退共より先に支給する場合

退職者に「退職所得の受給に関する申告書」（以下、「退職所得申告書」とします。）を提出してもらい、組合が支給する退職金の額に基づき、上の算式により源泉徴収税額を計算し、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（以下、「源泉徴収票」とします。）を退職者に交付します。

② 組合が中退共より後に支給する場合

退職者に退職所得申告書とともに中退共から交付された源泉徴収票を提出してもらい、源泉徴収税額を計算します。具体的には、中退共からの支払済退職金の額と組合が支給する退職金の額を合算し、退職所得控除額を減じて税額を計算し、その金額から先に中退共が徴収済みの税額を差し引いた残額を徴収することとなります。

なお、①②とも退職所得申告書の提出がない場合は、20%の税率による源泉徴収が必要となりますので、忘れないようにしてください。

(2) について

① 損金算入時期

役員退職金の損金算入時期は、原則として、総会等の決定権限を有する機関の決議により、退職金の額が具体的に確定した日の属する事業年度となります。ただし、退職金を実際に支払った事業年度において損金経理をした場合は、その支払った事業年度の損金の額に算入することが認められます（法基通9-2-28）。

お尋ねのケースでは、貴組合の役員退職金に関する承認機関である総会の決議があった日の属する事業年度の損金に算入されることとなります。このため、事業年度末に退職金を未払金として計上したとしても、未払金を計上した時点での損金の額に算入することはできません。

② 適正な支給額

役員退職金のうち不相当に高額な部分については、損金算入が認められません（法34②）。このケースのように特別に退職金を支給する場合は、業務に従事した期間、退職の事情、同種の事業を営む法人で事業規模が類似するものの役員退職金の支給状況等に照らし、支給額が高額になりすぎないようにする必要があります。

③ 平成24年度税制改正の影響

役員としての勤続年数が5年以下である者が支払いを受ける退職金について、退職所得金額を計算する際に（1）の算式の2分の1を乗じる扱いがなくなります。これは、平成25年1月1日以後に確定する退職金について適用されます。

経営力強化保証の取扱いを開始しました

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関*と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として、経営力強化保証の取扱いを開始しました。

※認定経営革新等支援機関

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項（平成24年8月30日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

経営力強化保証の概要	
保証限度額	2億8,000万円（組合等4億8,000万円以内）
保証割合	責任共有制度の対象 （ただし、責任共有制度の対象除外となる保証付きの既往借入金を同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象除外）
資金使途	事業資金（ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る）
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内 ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。なお、据置期間はそれぞれ1年以内。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料率	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象除外の場合 0.50%～2.00% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
申込方法	金融機関経由
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ○事業計画書（申込人が策定したもの） ○認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 （事業計画書に記載されている場合は不要）

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



長野県信用保証協会

ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo-tokatsu@nagano-cgc.or.jp

冬季には労働災害が多発する傾向があります!!

積雪・凍結・寒冷を原因とする転倒、墜落、交通事故などの労働災害が多発する傾向にあります。

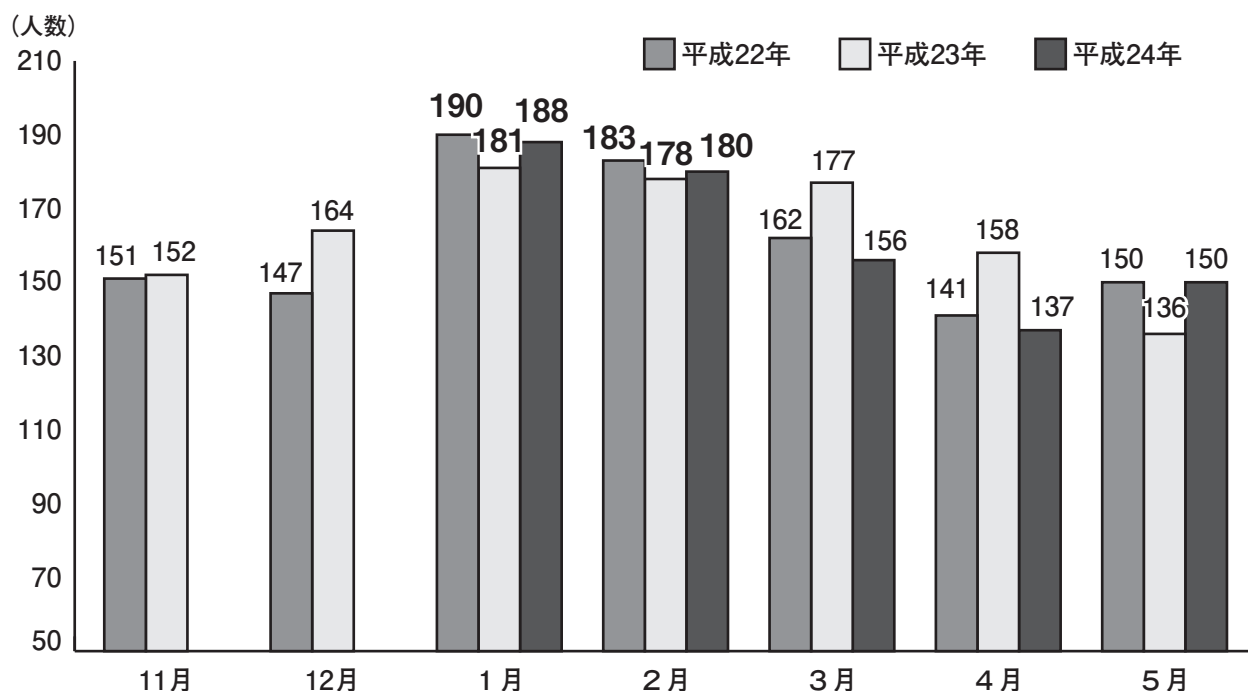
本格的な冬季を迎えるにあたり、すべての職場で、冬季労働災害防止対策を実施しましょう。



長野労働局
健康安全課



月別労働災害発生状況



長野労働局管内の休業4日以上之死傷災害

長野県中小企業団体中央会が 経営革新等支援機関として 第一号認定を受けました

この度「中小企業経営力強化支援法」の施行（平成24年8月30日）に伴う経営革新等支援機関の第一回認定について、平成24年11月5日付で、県内の経済団体としては唯一本会が国から認定を受けました。

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験を有する個人、法人、中小企業支援機関等を、国が経営革新等支援機関として認定することにより、経営分析や事業計画策定に係る中小企業による支援機関に対する相談プロセスの円滑化を図るものです。

今回の第一回認定では、関東経済産業局・財務局内では929機関（全国2,102機関）の中小企業支援機関・金融機関・税理士等が認定されました。

これを機会に、本会では中小企業及び中小企業組合等の皆様に対して、今以上の支援に努める所存ですので、中央会の一層の活用をお願いいたします。

【認定を受けることによる効果】

支援ネットワークの構築

- 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士法人等の支援事業を行う者を認定することで、支援の担い手の多様化・活性化を図るとともに、知識や経験のある専門家を活用し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための体制を整備。
- 地域全体における中小企業に対する支援機能の質が更に高まり、地域の中小企業に対する支援の輪が一層広がることを期待。

認定支援機関等への支援措置

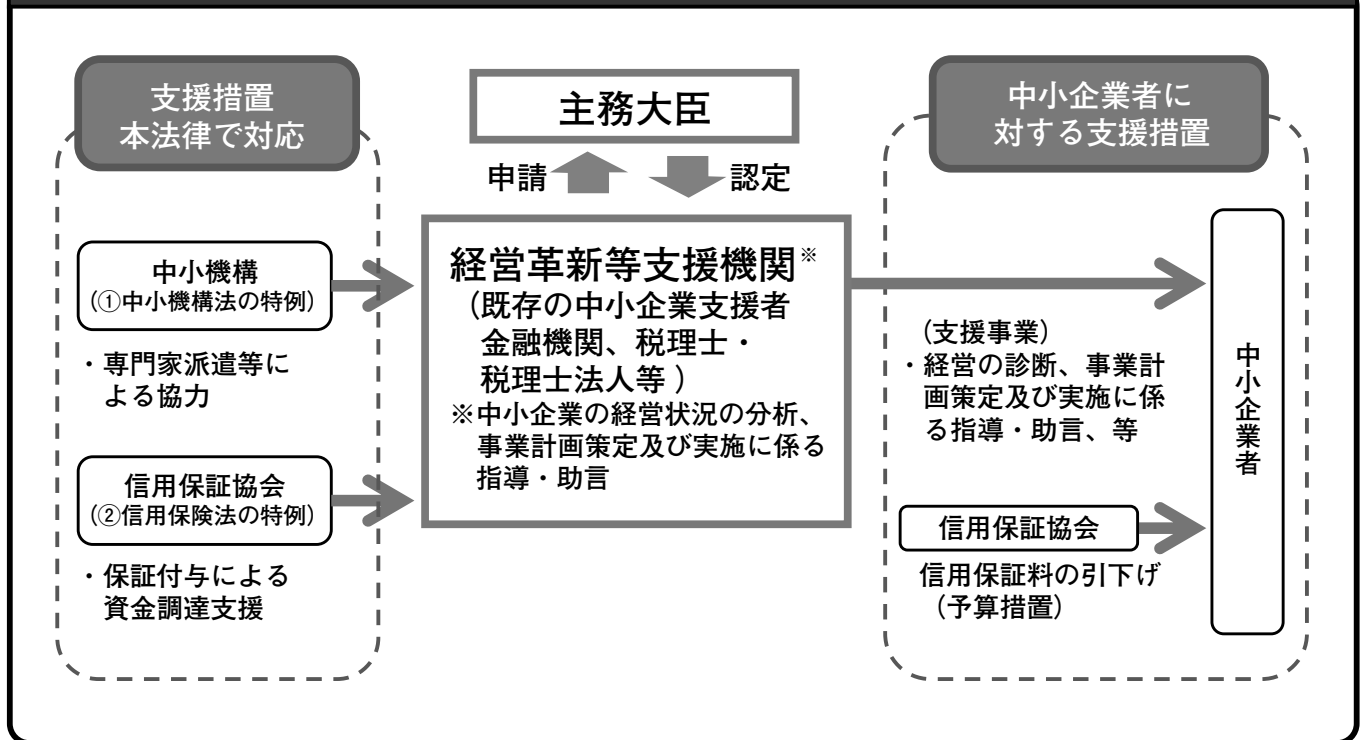
- 技術、知財管理、海外展開等をはじめ様々な分野について、メーカーや商社等の企業実務経験者等の専門家を中小機構から派遣。
- 金融機関等が資金の貸付を行う際の信用保証について、当該金融機関等の経営支援によるリスク低減に応じて保証料が減額される仕組みを構築。

今後の施策における位置づけ

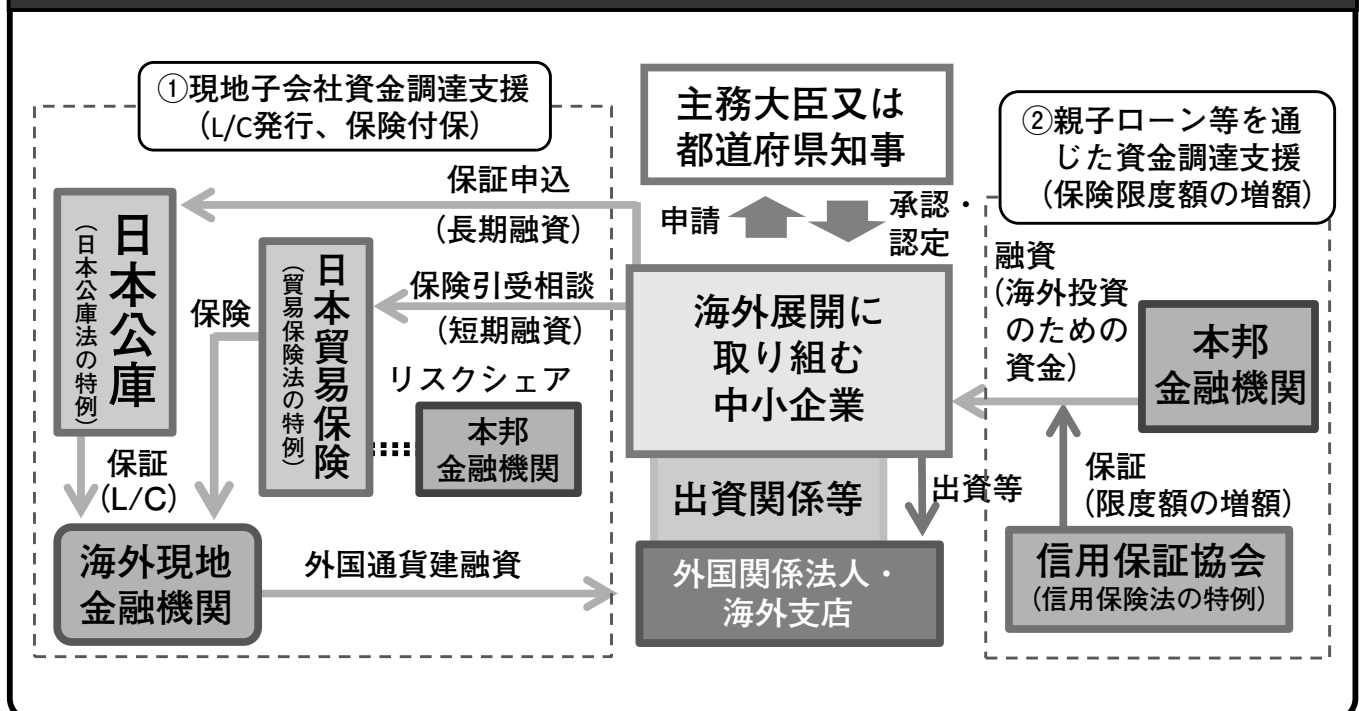
- 認定支援機関には、中小企業施策の情報提供、広報の役割を担っていただくことに加えて、地域ごとに悩みを身近に相談し、解決できる新たな「知識サポート」プラットフォームの仕組みにも位置づけて、中小・小規模企業に対する支援を充実させ、経営力強化を図っていく。

[中小企業経営力強化支援法の概要図]

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化



2. 海外展開に伴う資金調達支援



「タニタの社員食堂 健康セミナー」

無 料

BESTパートナー
三井生命

三井生命では、日頃のご愛顧に感謝を込めて、『お客さま感謝セミナー』を開催致します。

大ベストセラー『体脂肪計タニタの社員食堂』でおなじみの株式会社タニタヘルスリンク講師より、「タニタ式の健康づくりとは」、「1食500kcal、塩分3gのまんぷく定食のこつ」、「レシピのご紹介から外食、コンビニエンスストアの活用術」まで盛り沢山のテーマでお届け致します。

後援：長野県中小企業団体中央会 長野支部

【プログラム】「タニタの社員食堂健康セミナー」 10:30～12:00

講演者 株式会社 タニタヘルスリンク講師



参考：タニタ本社食堂メニュー 丸の内タニタ食堂外観

日 時

平成25年1月17日(木)
10:30～(10:00開場)

セミナー会場

ホテル信濃路

長野市中御所岡田町131-4
TEL:026-226-5212



JR長野駅から徒歩8分。
上信越自動車道・長野ICから約20分。国道19号線、
バスターミナルの斜め向かい。

●お申込は 三井生命保険(株)長野営業部 まで
Tel026-226-2838 (平日 9:00～17:00)

*予約制となりますので事前に上記連絡先までお申込ください

*なお、定員に達し次第、締切とさせていただきますので予めご了承ください

主催 三井生命保険株式会社 長野支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8三井生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585

情報モラル啓発セミナー

企業に求められる 情報モラルと人権への配慮

セミナー
参加無料

インターネット社会と人権・個人情報保護の効果的な進め方

Seminar 2012

in 長野

www.mielparque.jp/nagano/access/

日時 平成25年1月17日(木)
13:00~17:00

会場 メルパルク長野 (3階 白鳳)
長野市鶴賀高畑752-8

JR長野駅下車東口より徒歩5分／上信越自動車道長野I.C.から約20分／須坂長野東I.C.から約15分
154台収容の地下駐車場完備 ＊駐車場については3時間まで無料。超過後は1時間につき300円。
駐車券を2階フロントまでお持ちください。

■参加料
無料

■定員
200名程度

■対象者
企業の経営者、管理者、実務担
当者、インターネットを活用す
る人

■申込締切
1月15日(火)
(先着順で受け付けます。定員に
なり次第締め切りますのでお早め
にお申し込みください。)

長野会場プログラム

- 13:00 主催者挨拶
- 13:10~13:50 ビデオプレゼンテーション
「実践・情報モラル あなたの会社(組織)は大丈夫？
～人権に配慮した個人情報の取扱い～」
講師：財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 青木 栄二
- 13:50~14:50 講演1「インターネット社会と人権」
講師：杉井 鏡生 (インフォメーションコーディネータ)
- 15:05~16:05 講演2「個人情報保護に対する企業の実践的な取り組み」
講師：山崎 文明 (ネットワンシステムズ株式会社)
- 16:10~17:00 パネル討論「いまなぜ情報モラルなのか」
講師：杉井 鏡生・山崎 文明・渡辺 律子 モデレーター：青木 栄二

講師プロフィール



杉井 鏡生

インフォメーションコーディネータ

東洋経済新報社を経てインフォメーションコーディネータとして独立。情報ネットワーク、IT分野の調査研究、地域および企業の情報化に関するコンサルティング等に従事。内閣府、経済産業省、長野県、神奈川県などの情報化関連の政策調査・研究に関与。著書に「ネットワーク・カンパニー」、「デジタルID革命」(共著)等。



青木 栄二

(財)ハイパーネットワーク社会研究所 事務局長

2000年に電気通信事業者からハイパーネットワーク社会研究所へ主任研究員として出向派遣。PFIによる大分データセンター設立プロジェクトや民学館による地域IX構築プロジェクト等、電子自治体や地域情報化を推進。2004年に情報社会研究所を設立後、2006年からは事務局長として財団のマネージメントにも従事。最近、農業の情報化や教育の情報化、国際ネットワークの構築等について活動中。



山崎 文明

ネットワンシステムズ株式会社 フェロー

大手監査法人にてシステム監査に永年従事した後、情報セキュリティや個人情報保護を専門とするコンサルタントに転身。システム監査人やセキュリティコンサルタントとして数多くの企業や自治体の現場を経験。情報セキュリティに関する政府関連委員会委員を歴任するとともに、近年は、情報セキュリティ技術者の育成やセキュリティマネジメントに関するセミナー講師を数多く務めている。工学院大学技術者能力開発センター客員講師、IT-ADRセンター専門ADR委員、システム監査技術者、医療情報技術者。



渡辺 律子

(財)ハイパーネットワーク社会研究所 研究企画部長

大分県教育庁 教育情報化ファシリテータ。教育におけるコンピュータおよびネットワークの活用を専門に研究。子どものネット利用にかかわる問題に関心をもち、インターネットやケータイの安心・安全な利用についての講師を務める。教育現場および企業経営にかかわる「情報モラル」の全国的な普及啓発・調査研究活動に従事。

お問い合わせ先

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

担当：原田、渡辺

〒870-0037 大分県大分市東春日町51-6 大分第2ソフィアプラザビル4F

☎097-537-8180 ☎097-537-8820 メール：moral@hyper.or.jp ウェブサイト：www.hyper.or.jp/

希望者全員65歳雇用確保達成事業（長野労働局契約）

改正高年齢者雇用安定法が施行されます 準備はできていますか？

労使協定により65歳まで継続して雇用する社員を選別する基準を定めている場合は…
平成25年4月1日までに

- ① 65歳以上までの定年引上げ
- ② 基準を廃止して希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度への制度改正
- ③ 定年の定め廃止

のいずれかの対応が義務付けられました。

就業規則等の改正をお願いします。

就業規則等は、次の記載例を参考に改正をお願いします。

◆ 基準を廃止して希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度へ改正を行う場合の記載例

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。

◆ 基準を廃止せず希望者全員を厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢まで継続して雇用する制度〔平成37年度までの経過措置〕へ改正を行う場合の記載例

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

※ 経過措置を利用する場合、年金支給開始年齢以上の者を対象として基準を運用するのであれば、労使協定を改定せずそのまま利用することは差し支えありません。

当会では「希望者全員65歳雇用確保達成」取り組みへの支援を行っております。

※周知・啓発事業（通年にわたり推進員が企業等を訪問して、巡回相談）

※組合・企業等からの電話等に対する窓口相談（通年にわたり実施）

※「希望者全員が65歳まで働ける制度導入周知・啓発セミナー」の開催

※社会保険労務士等専門家による“希望者全員が65歳まで働ける制度”導入への相談・課題解決支援（無料）

【問い合わせ先】 長野県中小企業団体中央会 担当／北村、石崎
〒380-0936 長野市岡田131-10 長野県中小企業会館4F
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184

平成26年3月卒業予定の 大学・短大・高専・専門学校生 保護者の皆様へ！

◆お子様方に中央会の**合同企業説明会**への参加をお勧めください

◆皆様方は**保護者向けセミナー**に参加しましょう

長野県中小企業団体中央会は、大学等の若手人材を地域中小企業の戦力にするため、日常的な顔の見える関係づくりから、中小企業とのマッチング、新人社員の定着支援までを一貫してサポートする「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を実施しております。

この事業の一環として合同企業説明会・保護者向けセミナーを下記の日程により開催します。県内のキラリと光る企業が多数参加します。

事業名	開催日	日程	会 場
保護者向けセミナー (参加無料)	平成24年 12月21日（金）	10:30～12:00 受付10:00～	長野市 ホテルメトロポリタン長野 JR長野駅善光寺口徒歩1分
合同企業説明会 (参加無料)		13:00～16:30 受付12:30～	

参加申込

◆保護者向けセミナーは事前申込が必要です。詳細はホームページをご覧ください。または下記までお問い合わせください。申込書をダウンロードできます。

◆合同企業説明会は参加申込が不要です。当日直接会場にお越しください。

参加企業

12月15日（土）前後の信濃毎日新聞広告に社名を掲載します。53社（12月4日現在）ホームページでも順次掲載しております。

【問い合わせ／お申込み先】

長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 4 F

TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp

URL <http://www.alps.or.jp/jinzai/>

長野県中央会 人材

検索

木祖産業協同組合

～信州産カラマツの魅力伝える～

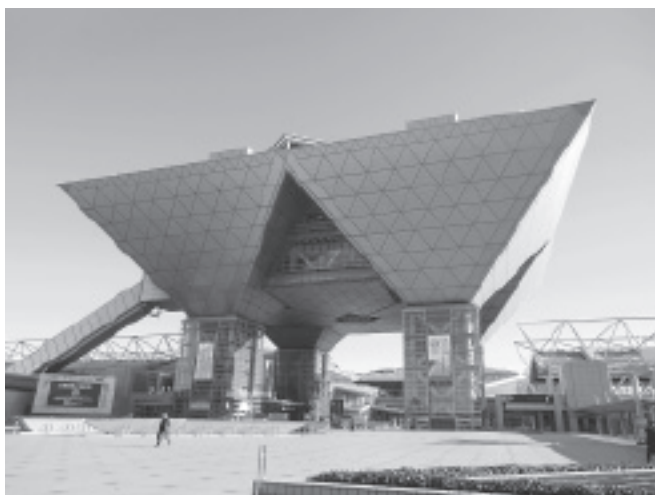


木祖産業協同組合は、東京ビッグサイトにて11月27日（火）・28日（水）に開催された商談会「東京ビジネスサミット2012」に、村内産カラマツで作った学習机と椅子のセット、工作椅子、絵本立てを出展した。

組合員17名の組合は、県指定伝統工芸品であるお六櫛をはじめとしてろくろ製品、桶、画材などを製作している生産者組合で、木祖村の伝統技術の素晴らしさを一般の方に発信し、技術を継承していくことを目的として、「KISOMURA 木の匠」ブランドを立ち上げ、現在の生活スタイルに合った新商品の開発に取り組んでいる。

今回出品した学習机と椅子のセットは、小学校低学年用、同高学年・中学校用の2種類で、体格に合わせ机と椅子の高さが3段階で調節できる。座り心地を考え座板に自然なカーブをつける等工夫も施さ

れている。この学習机と椅子のセットは、すでに木祖村小学校と中学校で使われているが、今回の出展の目的は首都圏での販路開拓で、主に学校関係、設計事務所等をターゲットにしている。



カラマツは、東北、関東、中部の山地に天然分布する我が国固有の樹種で、戦後の拡大造林時代に多く植林された。その結果、植栽面積は全国の人工林の10%を占めるようになり、長野県では民有林の人工林面積の52%をカラマツが占めている。そのカラマツを健全に育成するために間伐は必要で、間伐材の有効利用が長野県林業の課題となっている。

カラマツは、木目が美しい反面ヤニやねじれによってその利用は敬遠されがちであったが、技術革新により家具、建具、集成材、木製ガードレール、合板など新たな用途が開拓されつつある。

組合が出展した東京ビジネス・サミットは、今年で26年目を迎え、中堅中小企業が持っている、魅力的な商材が全国から集結する年に一度の異業種商談会。今回は『地域活性化と復興支援』をテーマに、日本経済を支える中小企業が底力を発揮し、「地方の元気をニッポンの元気に！」するための展示商談会として開催された。成長意欲の溢れる中堅・中小企業が、画期的な技術や自慢の商品、斬新なアイデアで勝負する新サービスを携えて一堂に会し、来場者のほとんどが経営者ということもあり、多くの商談がその場で成立することが特徴となっている。今回の出展企業は184社で、来場者数は8,031人であった。



このように情報発信・収集の場である展示会へ積極的に参加することは、新規顧客獲得や業務提携先を見つけるためには大変有効な手段で、顧客を個別に訪問することに比べればとても効率的なマッチングの場と言える。また、同じく出展する同業他社の動向がわかると共に、異業種との交流もでき、新たな発想によるビジネスチャンスも期待される。



組 合 名	木祖産業協同組合
代表理事	那須野廣孝
住 所	長野県木曽郡木祖村藪原189-1
電 話	0264-36-2055

住宅ローンの借り換えを考えてみませんか？ ～そのポイントと注意点～

最近、新聞で住宅ローンの金利が史上最低水準になっているという記事を目にしました。実際、調べてみると大手金融機関では1%前半の金利で推移していますし、一部の金融機関では1%を下回っている状況です。そのような状況の中でお客様の中には住宅ローンの借り換えを検討している方もいらっしゃると思います。そこで、住宅ローンの借り換えのポイントや注意点についてご説明させていただきます。

1. 住宅ローンの借り換えのポイント

住宅ローンを借り換えしますと、当然以前の金利よりも金利が低くなるため、金利負担は減少しますが、借り換えによる事務手数料や保証料など新たに発生する費用もあり、総合的に考える必要があります。借り換えた方が得になる目安は…

- ①住宅ローン残高が1,000万円以上ある
- ②返済期間が10年以上ある
- ③借り換え後の金利差が1.0%ある

上記3つの条件が当てはまるようであれば、借り換えをお奨めします。

※事務手数料や保証料などは金融機関によって異なりますが50万円～100万円が目安です。

そこで事例を基に検討してみたいと思います。

(前提条件) Aさんの場合

B金融機関で30年ローンを組む

- ・当初10年目まで2%、11年目以降4%の金利
- ・当初の借入額3,000万円 10年後残債2,100万円
- ・現在11年目返済期間は20年・金利4%（固定金利）
- ・月々の返済金額131,760円（総支払額4,467万円）

(借り換え案①)（返済期間を現状維持する場合）

C金融機関で返済期間が20年ローン2,200万円（事務手数料などの費用を100万円とする）

当初10年1.4%、11年目以降3%の金利（固定金利）
月々の返済金額105,200円（当初10年間）（総支払額3,937万円）

借り換え案①は、返済期間を現状維持する場合、月々の返済金額は借り換え前に比べて約26,500円少なくなり、総支払金額も約530万円少なくなります。

(借り換え案②)（月々の返済金額を現状維持する場合）

C金融機関で返済期間が15年6月ローン2,200万円（事務手数料などの費用を100万円とする）

当初10年1.4%、11年目以降3%の金利（固定金利）
月々の返済額131,700円（当初10年間）（総支払金額3,805万円）

借り換え案②は、月々の返済金額を現状維持する場合、返済期間は約4.5年短くなり、総支払金額も約660万円少なくなります。

いずれの場合でも大きな効果が見込めます。

2. 住宅ローンの借り換えの注意点

住宅ローンの借り換えは新規融資になるため、金融機関の再審査があり、お住まいの担保評価が行われます。担保割れになると現在の借入残高を融資していただけない場合があるので注意が必要です。また、団体信用保険も新規加入になるため、場合によっては加入できない場合もありますし、住宅ローン減税を引き続き適用するには、借り換え後の住宅ローンの返済期間が10年以上あることが必要になります。

上記の通り住宅ローンの借り換えは、新規融資となるため難易度が高くなりますが、現状の金利状況を考えますと検討する価値は十分にあると思います。ぜひ、一度住宅ローンの見直しをしてみたいかがでしょうか？



税理士法人 成迫会計事務所

中小企業経営者の皆様へ

大きな安心をお届けします。

医療共済

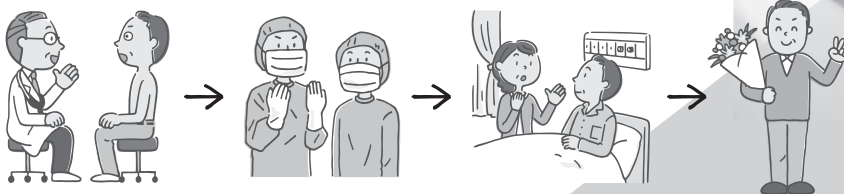
月々**2,400**円で

病気・ケガによる入院補償

1日 **7,000**円 + 手術見舞金

事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円
=79,000円

傷害共済
A型の場合

ケガによる24時間補償

月々**2,200**円の掛金で

通院1日 **3,000**円

入院1日 **10,000**円

死亡 **1,000**万円

きずな

中小企業の絆 絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・
お問合せは

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

☎ **0120-86-9431**

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)



人进行う。未来を进行う。

商工中金

個人向け 新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27
松本本町第一生命ビル1F
☎0263(35)6211(代)

「食べ残しを減らそう県民運動」

宴会 キャンペーン



幹事さん！「たべきり応援幹事」として、
食べ残しのでないエコな宴会を演出してみませんか？

全部
できたら
名幹事！

たべきり応援幹事 心得

当日編

- 一、お開き前（中締め前）には
「有るを尽くして」
食べきるよう呼びかけましょう
- 一、大皿にちよつとずつ残ったお料理は
食べられる人に勧めましょう
※信州人の一個残しは「もったいない」ですよ
- 一、宴会開始時に「残さず食べよう」と
呼び掛けて食べ残しが
出ないようにしましょう

予約編

- 一、お店を予約する時は
参加者の年齢層や男女比
会の趣旨などを
お店の人に伝えましょう
※お店は、顔ぶれに合わせたお料理を考えています



「もったいない 食べるよろこび 考えよう」

（食べ残しを減らそう県民運動応援メッセージ 中学生の部 入賞作品）

ながのけん リサイクルキャラクターくるん

長野県環境部廃棄物対策課（H23.7）

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と
人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ

“あなたにもできる。ライフスタイルの見直しで、1人1日1kgのCO₂削減”

お詫びと訂正

月刊レポート11月号 県内優良組合表彰 塩尻機械金属工業協同組合（3P掲載）につきま
して誤りがあったため、詫びして訂正申し上げます。

誤：設立年月日 平成7年9月12日 正：設立年月日 昭和38年5月8日

誤：主な共同事業 35人 正：組合員数 31人

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2012

12

No.433

第433号 平成24年12月10日発行
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）

発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

経営者の皆様

人材

人材の紹介、従業員の方々の 新しい職場を紹介・あっせんします

●豊富な人材情報

企業への訪問やハローワークなどと連携し
豊富な人材情報を提供しています。

●全国ネットで サービスを提供

全国の情報オンライン化され、
Uターン希望者等も登録されています。

●きめ細かなサービス

さまざまな事柄について
きめ細かく相談に応じています。

確かな信頼と実績



財団
法人

産業雇用安定センター 長野事務所

〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル 3 階

TEL 026-229-0555 FAX 026-229-0333

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>